

佐世保工業高等専門学校情報処理センター規則

平成 8 年 3 月 12 日
(制 定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第 6 条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究のための共同利用施設として、情報処理教育の推進及び情報処理システムの高度化を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 情報処理システムの研究開発及び管理保全に関すること。
- 2 教育用電算機システムの利用に関すること。
- 3 校内 LAN の利用に関すること。
- 4 学生に対する情報処理教育に関すること。
- 5 他高専等とのコンピュータの相互利用に関すること。
- 6 その他情報処理に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 1 センター長
 - 2 副センター長
 - 3 センター員
 - 4 その他校長が必要と認めた職員
- 2 前項第 1 号の職員は、本校専任教官の中から校長が選任する。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の職員は、電子計算機室長の推薦に基づき校長が命ずる。

(センター長)

第 5 条 センター長は、本校専任教官の中から校長が選任する。

- 2 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 4 センター長は、センターの業務を統括し、その施設及び設備の管理運営に携わる。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、本校専任教官の中からセンター長の推薦に基づき校長が命ずる。

- 2 副センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務に従事する。

(センター員)

第7条 センター員は、本校専任教官及び技官の中からセンター長の推薦に基づき校長が命ずる。

2 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

4 センター員は、センターの命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第8条 センターにセンター運営の具体的な事項を審議するために、佐世保工業高等専門学校情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

1 センター長

2 教務主事

3 専攻科主任及び専攻科副主任のうちから選出された教官1名

4 各学科及び一般科目の教授、助教授及び講師のうちから選出された教官各1名

5 副センター長

6 センター員

7 庶務課長、会計課長及び学生課長

8 専門職員(情報処理担当)

9 その他校長が必要と認めた職員

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(委員長)

第10条 運営委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の成立要件)

第11条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報告)

第12条 委員長は、運営委員会の審議事項を校長に報告しなければならない。

(専門委員会)

第13条 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会において、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第15条 運営委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第16条 センターの利用等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校情報処理委員会規程(昭和47年4月1日制定)及び佐世保工業高等専門学校電子計算機室規程(昭和47年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。